

○厚生労働省告示九十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正し、告示の日から適用する。ただし、第四号及び第五号の改正規定は、改正法第四条（覚せい剤取締法（昭和三十六年法律第二百五十二号）第九条第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の日から適用する。

令和二年三月二十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 覚醒剤（覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚醒剤をいう。）</p> <p>五 覚醒剤原料（覚醒剤取締法第二条第五項に規定する覚醒剤原料をいう。）</p> <p>六・七 (略)</p> <p>八 次に掲げるもの、その誘導體、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。</p> <p>(1) (20) (略)</p> <p>(21) アスピリン・ボノプラザンフマル酸塩 (略)</p> <p>(22) カボザンチニブ (略)</p> <p>(265) (266) (321) (322) (323) (443) (444) (445) ジルコニウムシクロケイ酸ナトリウム (略)</p> <p>(569) チラブルチニブ (略)</p> <p>(570) (571) (595) テポチニブ (略)</p> <p>(596) (597) (854) ブリモニジン酒石酸塩・ブリンゾラミド (略)</p> <p>(855)</p>	<p>次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 覚せい剤（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚せい剤をいう。）</p> <p>五 覚せい剤原料（覚せい剤取締法第二条第五項に規定する覚せい剤原料をいう。）</p> <p>六・七 (略)</p> <p>八 次に掲げるもの、その誘導體、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。</p> <p>(1) (20) (略)</p> <p>(21) (263) (新設) (略)</p> <p>(264) (319) (新設) (略)</p> <p>(320) (440) (新設) (略)</p> <p>(441) (565) (新設) (略)</p> <p>(566) (590) (新設) (略)</p> <p>(591) (848) (新設) (略)</p>

九
 (1113)|(1112)|(1037)|(1036)|(856)|
 (略(1153)|ル|メ|
 シ|ト|
 ド|ニ|
 (略)|
 (略)|

九
 (1104)| (1029)| (849)|
 (略(1144)|新設(1103)|新設(1028)|
 (略) (略) (略)